一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、土浦市、石岡市、かすみがうら市及び小美玉市
二　地域再生計画の名称　〝山・湖・空〟　豊かな自然環境・観光資源をつなぐ　地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　土浦市、石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鉾田市
二　地域再生計画の名称　鉾田市「安心して楽しめる」水環境再生計画（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　鉾田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木市
二　地域再生計画の名称　〝自然〟〝歴史〟〝文化〟が息づくまち　〝とちぎ〟水活力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県下都賀郡壬生町
二　地域再生計画の名称　壬生町第二次「清流くろかわ」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県下都賀郡壬生町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び飯能市
二　地域再生計画の名称　豊かな自然と安心安全があるまち　はんのう地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　飯能市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県、君津市、富津市、南房総市及びいすみ市並びに千葉県安房郡鋸南町
二　地域再生計画の名称　房総南部観光交流空間プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市及びいすみ市並びに千葉県長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町
二　地域再生計画の名称　〝あい〟の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び鯖江市
二　地域再生計画の名称　ＳＡＢＡＥブランドの創造による都会にはない鯖江ならではのまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鯖江市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲斐市
二　地域再生計画の名称　〝かい〟水環境向上計画〟
三　地域再生計画の区域の範囲　甲斐市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）